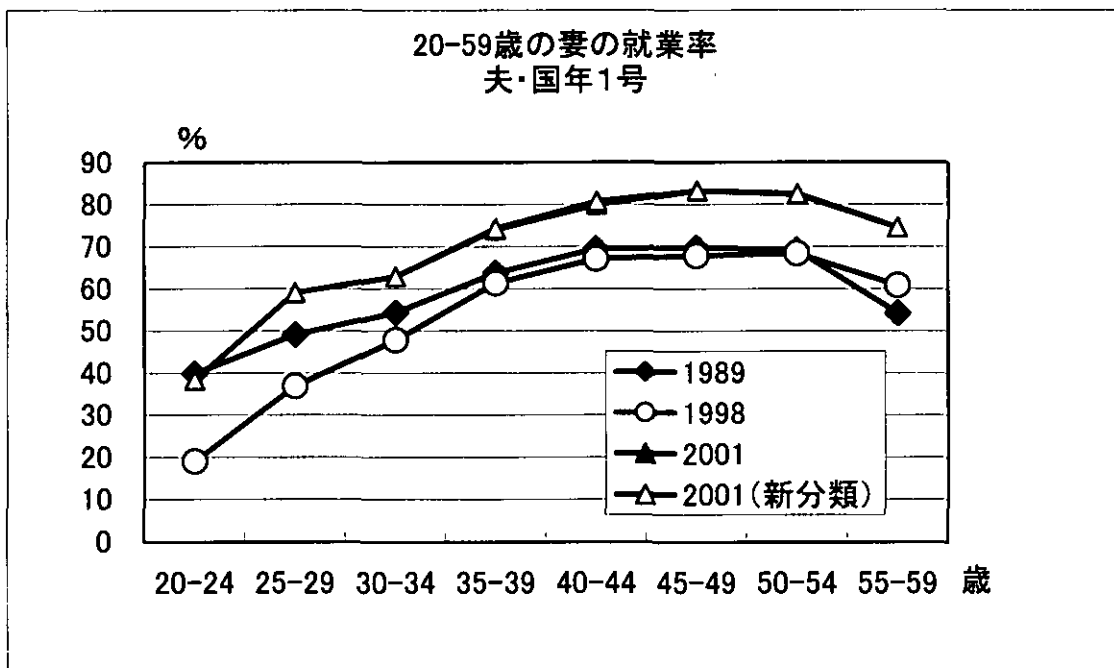


図2 夫の公的年金加入状況別にみた妻の就業率の推移：1989～2001年

(1) 夫が国民年金の第1号被保険者



(2) 夫が第2号被保険者（厚生年金・共済組合の被保険者）

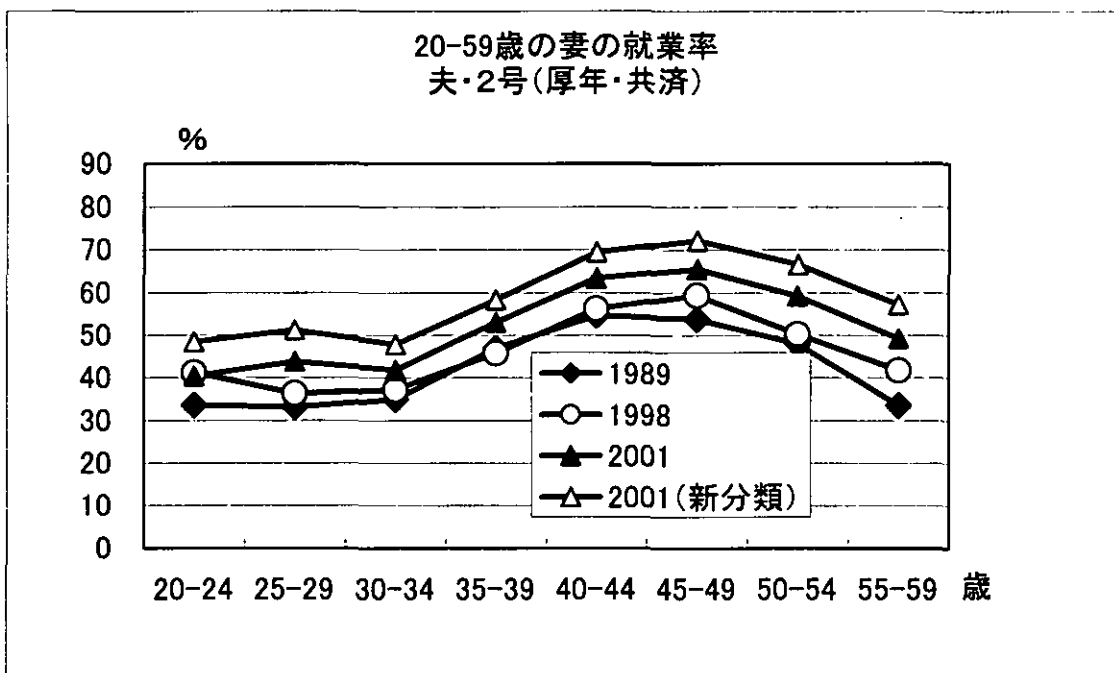


図3 年齢階層別・第2号被保険者である妻の割合：1989～2001年

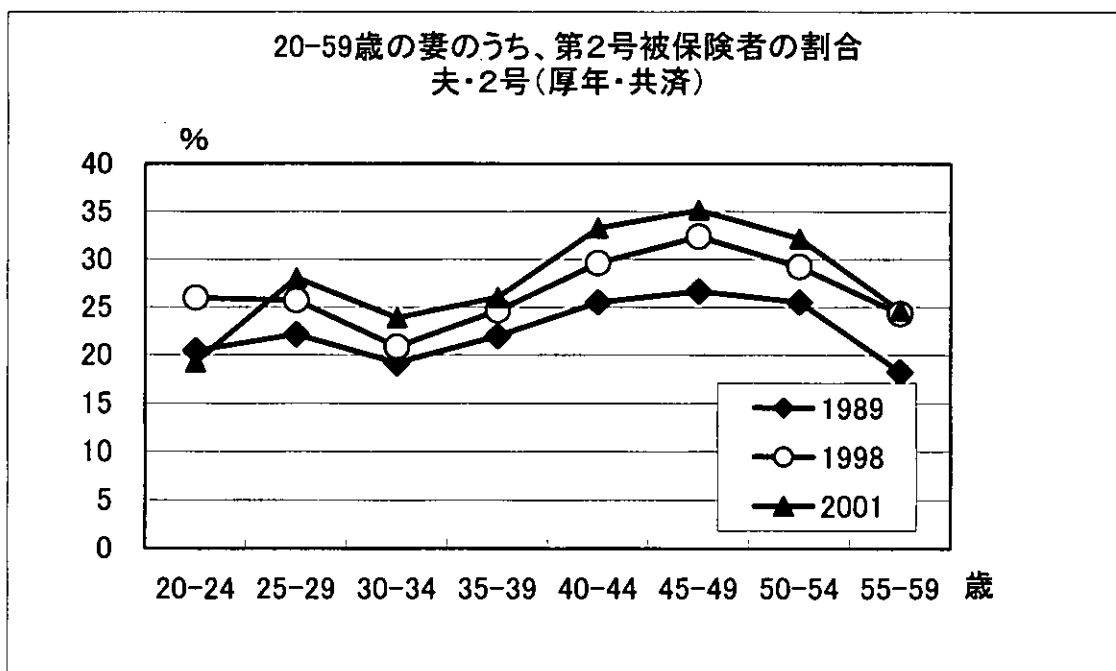


図4 夫の所得階級別・妻の就業率の推移：1989～2001年

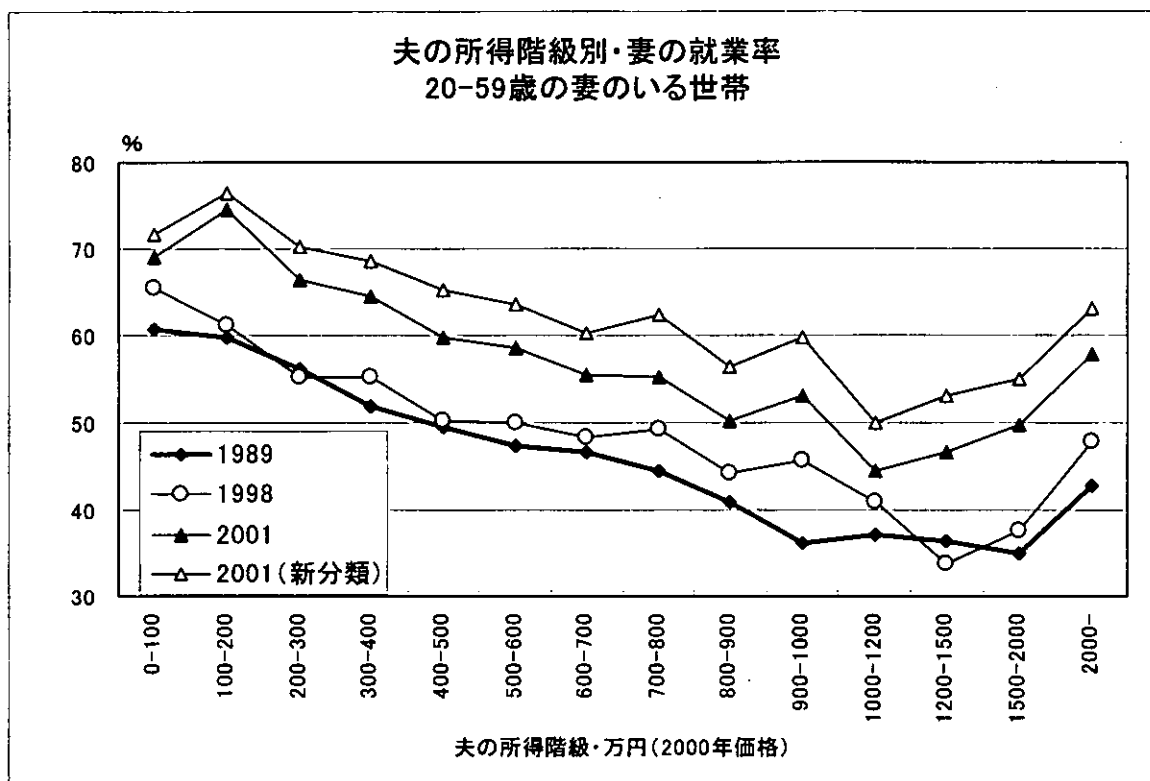
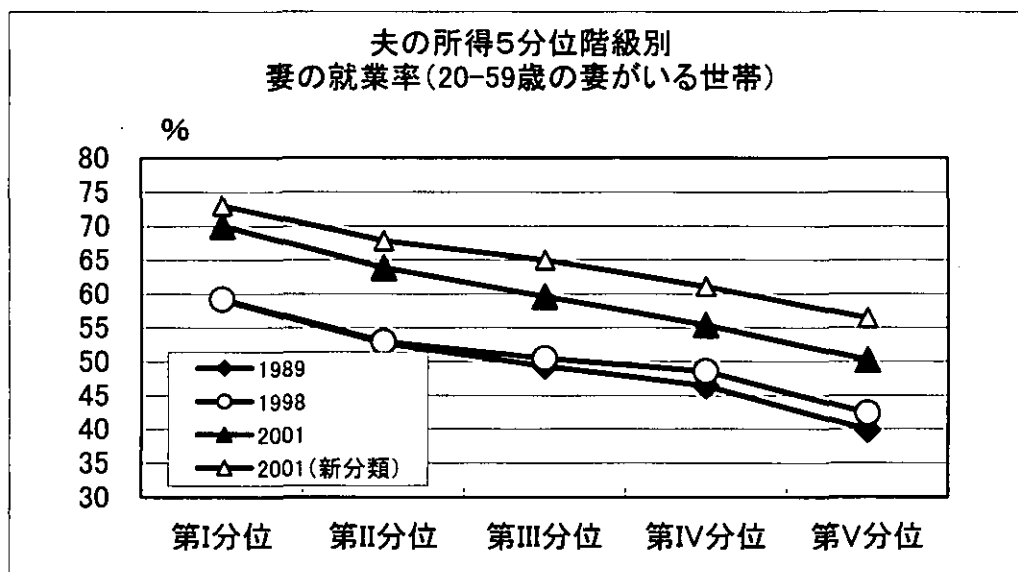


図5 夫の所得5分位階級別・妻の就業率推移：1989～2001年



	1989年	1998年	2001年	2001年 (新分類)	差(2001-1989)
第I分位	46.1	44.6	54.4	57.3	8.2
第II分位	46.2	43.5	54.4	58.9	8.2
第III分位	47.1	50.2	58.8	64.1	11.7
第IV分位	52.8	55.6	63.2	69.1	10.4
第V分位	55.5	59.7	68.5	74.1	13.0

図6 夫の実質所得の推移：1988～2000年

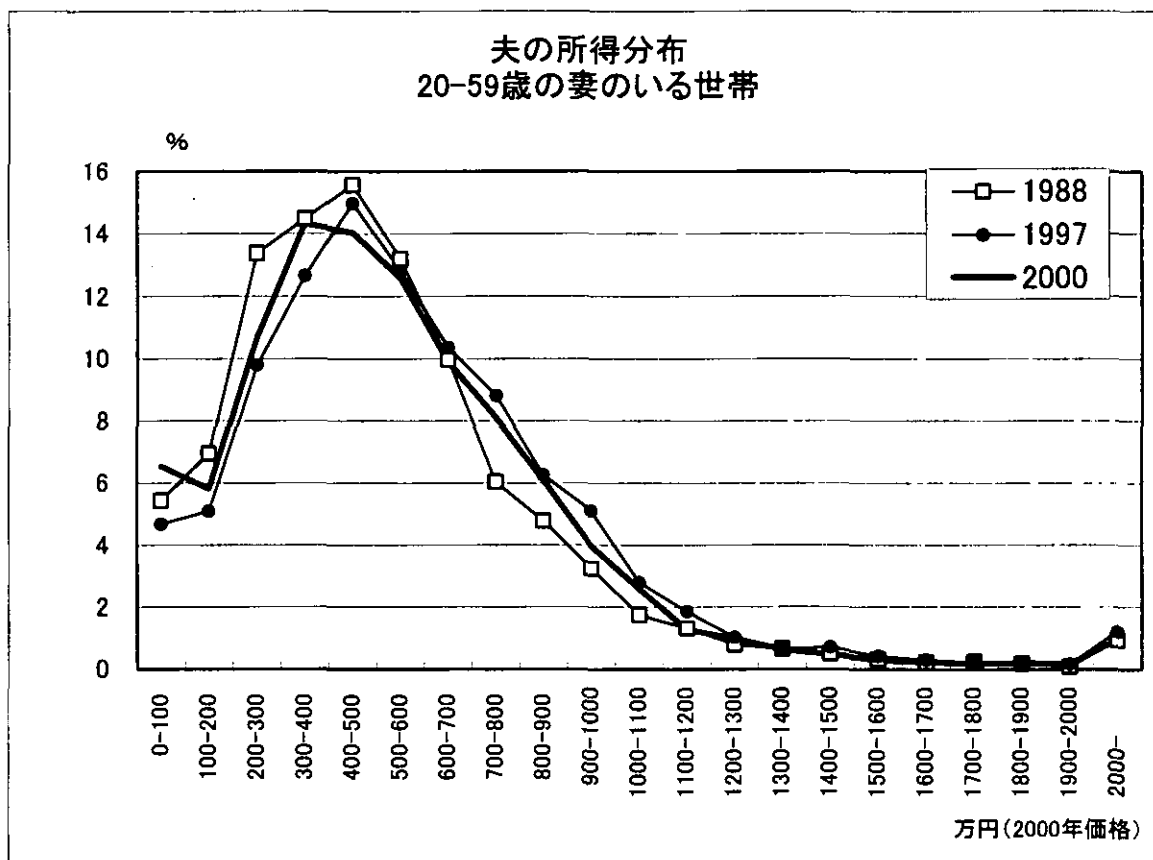
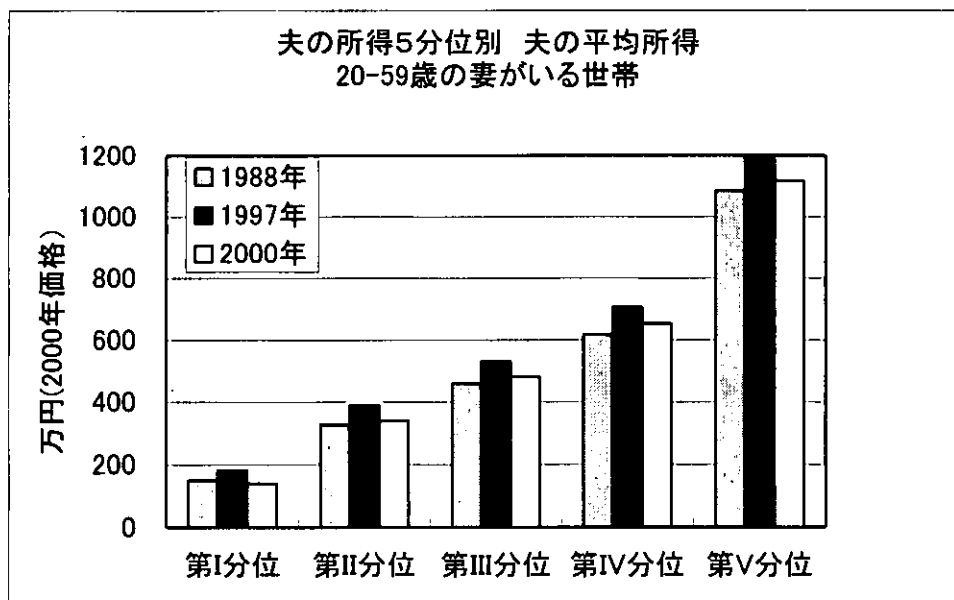


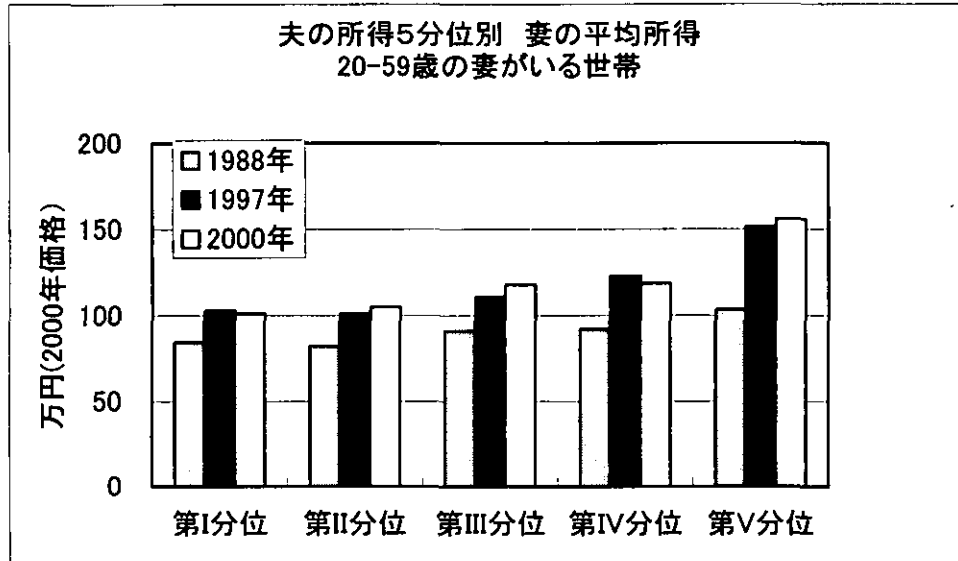
図7 夫の所得5分位別・夫の平均所得



(万円、2000年価格)

	1988年	1997年	2000年
第I分位	150.6	183.0	139.9
第II分位	329.5	389.6	341.2
第III分位	460.4	531.3	481.4
第IV分位	617.0	705.9	652.5
第V分位	1084.0	1190.1	1117.2
V/I	7.2	6.5	8.0

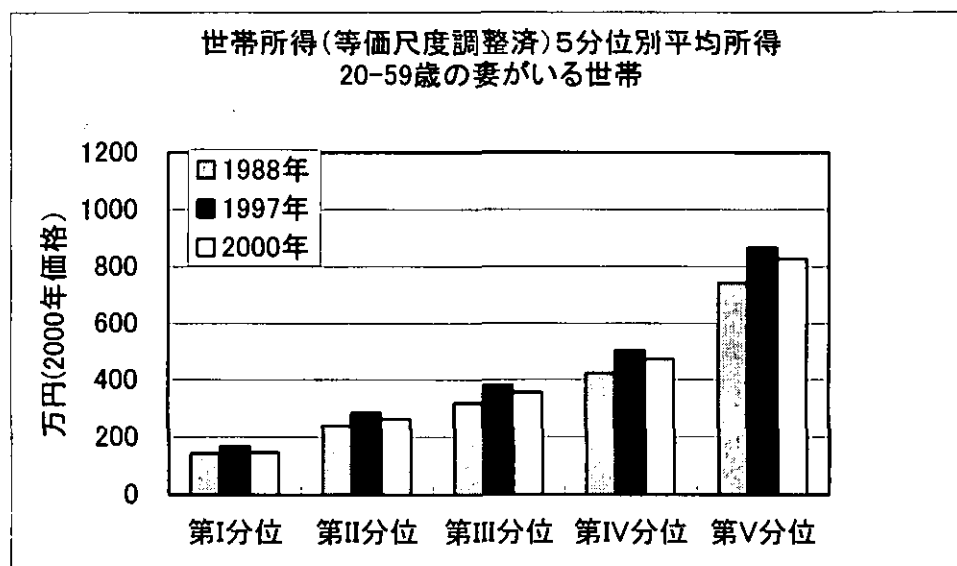
図8 夫の所得5分位別・妻の平均所得



(万円、2000年価格)

	1988年	1997年	2000年
第I分位	84.5	102.9	101.1
第II分位	82.0	101.1	105.0
第III分位	90.9	111.0	118.1
第IV分位	92.0	123.1	118.9
第V分位	103.5	151.6	156.0
V/1	1.2	1.5	1.5

図9 世帯所得5分位別・平均所得の推移



(万円、2000年価格)

	1988年	1997年	2000年
第I分位	144.3	168.9	147.6
第II分位	241.1	285.6	263.6
第III分位	319.6	380.3	355.4
第IV分位	423.2	503.5	472.3
第V分位	743.8	867.6	829.2
V/I	5.2	5.1	5.6

図10 所得のある妻の所得分布の推移：1988～2000年

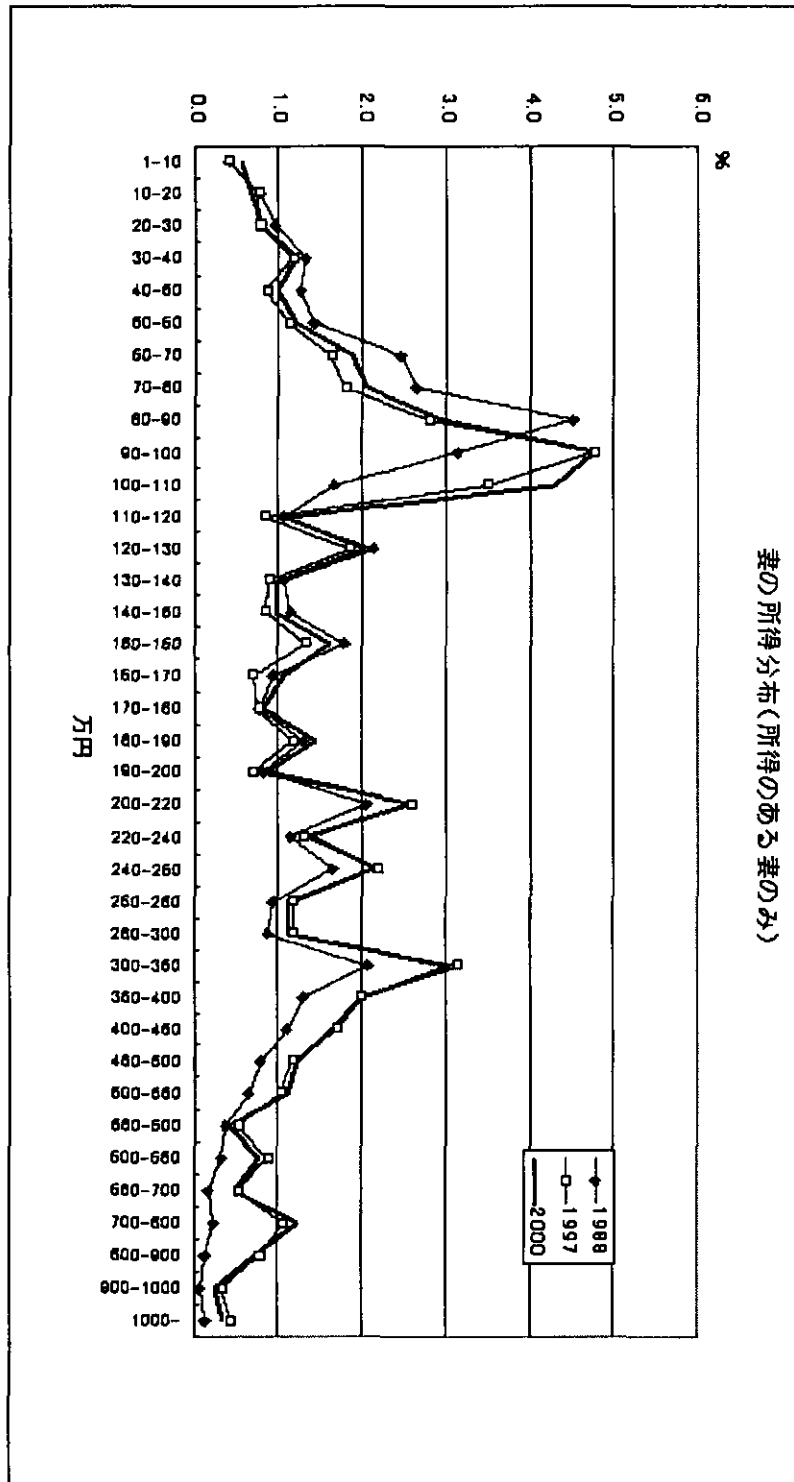


図 11 妻の所得階級別・夫の所得階級構成 (2000年)

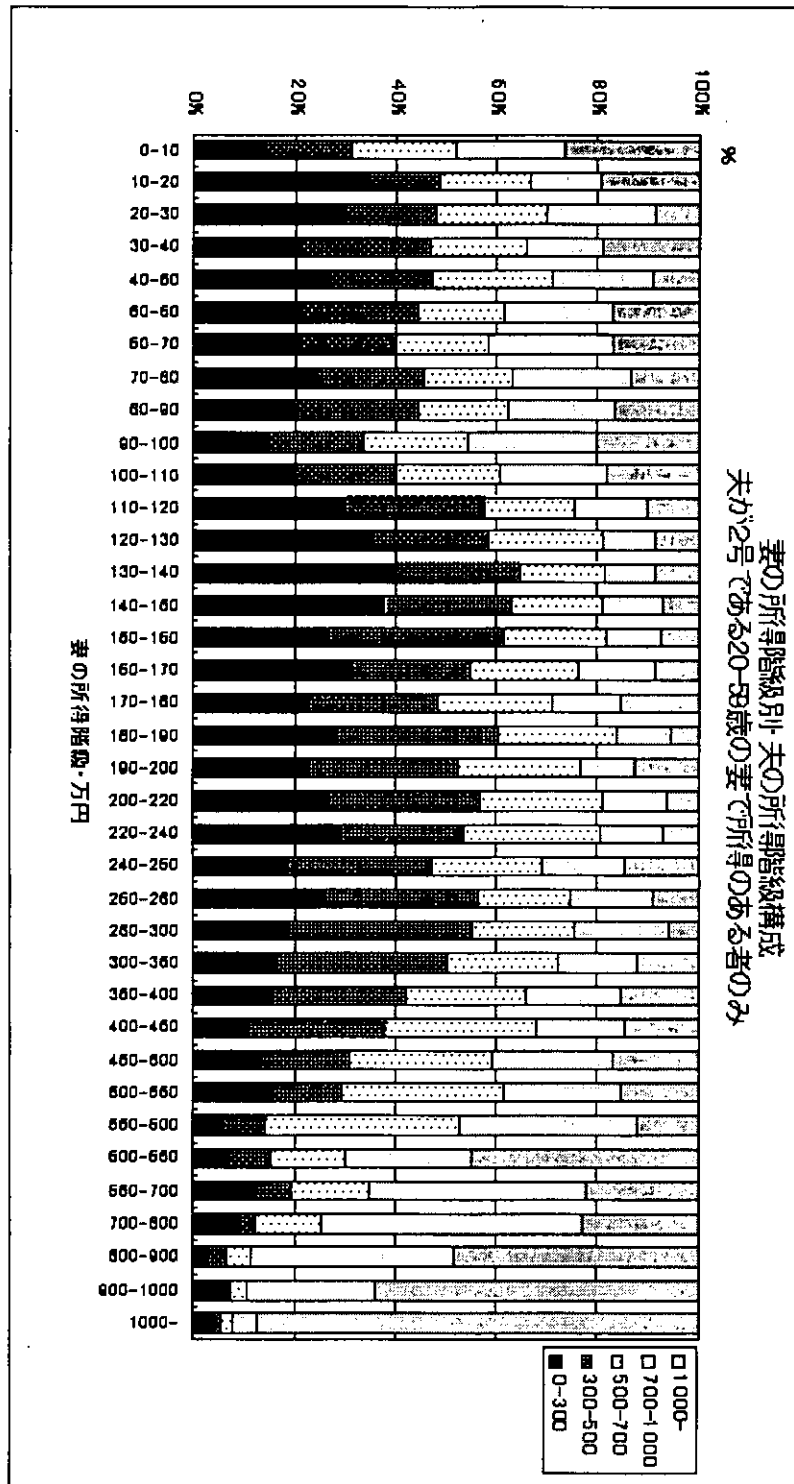


図 12 妻の所得階級別年齢構成：1988年と2000年の比較（夫・2号世帯）

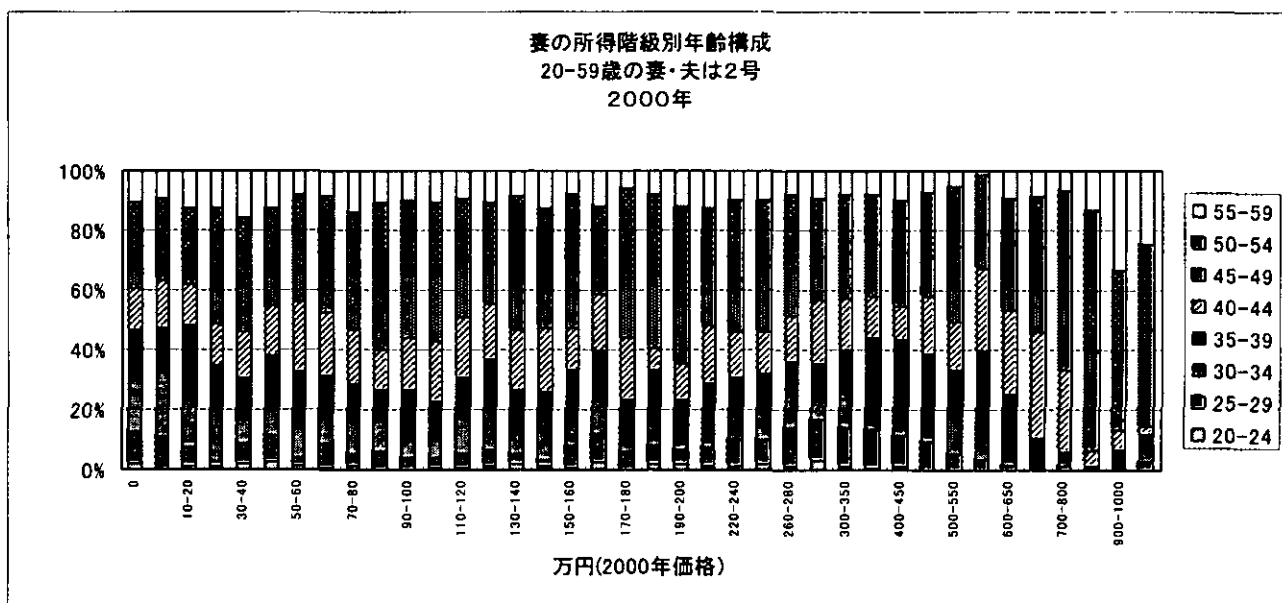
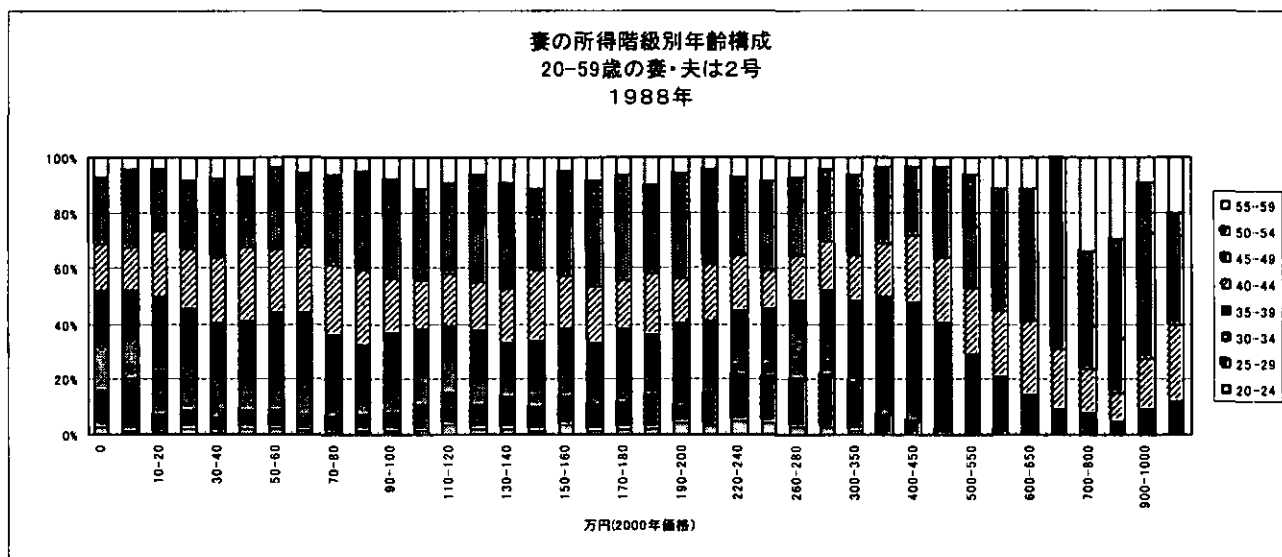


表1 妻の就業状況の推移（勤めか自営かの別）

(%)

	1989年	1998年	2001年	2001年 (新分類)
自営業主(雇人あり)	0.7	1.1	1.1	1.1
自営業主(雇人なし)	1.7	1.8	2.3	2.3
家族従業者	10.9	8.1	8.5	8.5
会社・団体等の役員	1.1	1.5	1.7	1.7
常雇者:1-4人	1.9	1.7	3.0	3.0
常雇者:5-29人	7.1	7.6	10.4	10.4
常雇者:30-99人	5.9	6.1	7.0	7.0
常雇者:100-499人	4.4	5.2	6.3	6.3
常雇者:500-999人	1.0	1.4	1.3	1.3
常雇者:1000人以上	2.4	2.7	2.8	2.8
官公庁	3.2	3.7	3.9	3.9
規模不詳の常雇者*	-	-	-	4.1
契約雇用者	3.1	5.6	6.0	6.0
日雇い雇用者	1.4	1.0	1.0	1.0
家庭内職者	3.0	1.1	1.6	1.6
その他	1.7	2.0	2.8	2.8
仕事なし	50.5	49.3	40.2	35.3
仕事の有無不詳*	-	-	-	0.0
勤めか自営か不詳*	-	-	-	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) *印の分類は2001年についてのみ。

表2 夫の公的年金加入状況別・妻の就業状況（勤めか自営かの別）

(1) 夫が国民年金の第1号被保険者

(%)

	1989年	1998年	2001年	2001年 (新分類)
自営業主(雇人あり)	1.1	2.0	1.7	1.7
自営業主(雇人なし)	2.6	3.4	4.1	4.1
家族従業者	33.3	29.1	29.0	29.0
会社・団体等の役員	0.9	1.3	1.4	1.4
常雇者:1-4	2.2	1.5	5.3	5.3
常雇者:5-29	6.2	6.1	11.6	11.6
常雇者:30-99	4.8	4.5	5.3	5.3
常雇者:100-499	2.9	3.1	3.8	3.8
常雇者:500-999	0.7	0.9	0.8	0.8
常雇者:1000-	1.4	1.2	1.7	1.7
官公庁	1.4	1.5	1.8	1.8
規模不詳の常雇者*	-	-	-	0.1
契約雇用者	1.6	3.1	4.4	4.4
日雇い雇用者	1.1	0.7	0.8	0.8
家庭内職者	2.1	1.0	1.6	1.6
その他	1.3	1.6	2.5	2.5
仕事なし	36.4	39.0	24.3	24.1
仕事の有無不詳*	-	-	-	0.0
勤めか自営か不詳*	-	-	-	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(続)

(2) 夫が第2号被保険者 (厚生年金・共済組合の被保険者)

(%)

	1989年	1998年	2001年	2001年 (新分類)
自営業主(雇人あり)	0.6	0.8	0.8	0.8
自営業主(雇人なし)	1.3	1.4	1.6	1.6
家族従業者	1.9	2.0	2.3	2.3
会社・団体等の役員	1.1	1.7	1.9	1.9
常雇者:1-4	1.9	1.8	2.2	2.2
常雇者:5-29	7.7	8.2	10.0	10.0
常雇者:30-99	6.5	6.4	7.6	7.6
常雇者:100-499	5.1	5.8	7.0	7.0
常雇者:500-999	1.2	1.6	1.5	1.5
常雇者:1000-	2.9	3.3	3.2	3.2
官公庁	4.0	4.4	4.8	4.8
規模不詳の常雇者*	-	-	-	5.6
契約雇用者	3.8	6.4	6.7	6.7
日雇い雇用者	1.6	1.1	1.1	1.1
家庭内職者	3.5	1.2	1.6	1.6
その他	1.8	2.1	2.8	2.8
仕事なし	55.0	51.7	44.9	38.2
仕事の有無不詳*	-	-	-	0.0
勤めか自営か不詳*	-	-	-	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

表3 夫の公的年金加入状況別・妻の公的年金加入状況
(%)

妻の公的年金加入状況	全体(夫3号・非加入含む)		
	1989年	1998年	2001年
国民年金第1号	28.4	22.2	21.9
厚生年金	15.9	19.9	21.9
共済年金	3.9	4.4	4.9
配偶者が厚年被保険者(第3号)	37.6	42.5	39.5
配偶者が共済被保険者(第3号)	9.3	7.7	7.5
加入していない	4.9	3.3	4.3
不詳	-	-	0.1
合計	100.0	100.0	100.0
妻の公的年金加入状況	夫・国年1号		
	1989年	1998年	2001年
国民年金第1号	84.4	83.0	80.8
厚生年金	10.9	12.4	14.7
共済年金	1.8	1.9	2.7
配偶者が厚年被保険者(第3号)	0.3	0.0	0.0
配偶者が共済被保険者(第3号)	0.0	0.0	0.0
加入していない	2.6	2.7	1.6
不詳	-	-	0.1
合計	100.0	100.0	100.0
妻の公的年金加入状況	夫・2号(厚年・共済)		
	1989年	1998年	2001年
国民年金第1号	5.0	2.3	2.3
厚生年金	18.1	22.1	23.8
共済年金	5.0	5.1	5.8
配偶者が厚年被保険者(第3号)	56.5	59.3	55.3
配偶者が共済被保険者(第3号)	13.9	10.8	10.5
加入していない	1.5	0.4	2.3
不詳	-	-	0.0
合計	100.0	100.0	100.0

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」
分担研究報告書

生涯を通じた社会保障の所得分配に及ぼす影響の研究
分担研究者 府川哲夫 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、ライフコース別に生涯所得や生涯の社会保障給付・負担の実情をみることにより、一時点での再分配効果でなく、生涯にわたる所得の再分配効果を把握することである。平成15年度は、(1)世帯構造や高齢者の子どもとの同別居状況による所得分布の違いについて『所得再分配調査』に基づき実情把握を行い、(2)1990年代における所得格差の変化やその背景を分析し、(3)公的年金（厚生年金）の同一世代内における再分配効果を生涯所得ベースで分析するとともに、(4)日本および欧米のマイクロ・シミュレーションの研究状況についてサーベイを行った。

A 研究目的

本研究の目的は、ライフコース別に生涯所得や生涯の社会保障給付・負担の実情をみることにより、一時点での再分配効果でなく、生涯にわたる所得の再分配効果を把握することである。

B 研究方法

第1に、世帯構造や高齢者の子どもとの同別居状況による所得分布の違いについて『所得再分配調査』に基づき実情把握を行った。

第2に、①1990年代における所得格差の変化やその背景を概観し、②現行の税制・社会保障制度が負担面において所得格差の是正にどこまで寄与しているかを調べるため、『所得再分配調査』（1990年調査、1999年調査）のマイクロデータに基づき、マイクロ・シミュレーションの手法も用いて、上記の2点を検討した。

第3に、公的年金（厚生年金）の同一世代内における再分配効果を生涯所得ベースで分析し、望ましい公的年金・税制のあり方を検討するため、『所得再分配調査』（1996年）のマイクロデータに基づき、いくつかの想定を置いて生涯所得流列を作成し、ライフサイクル・モデルの手法によって世代内所得再分配の状況を分析した。

第4に、日本および欧米のマイクロ・シミュレーションの研究状況についてサーベイを行った。

（倫理面への配慮）

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果 と D 考察

研究結果を以下の4論文にとりまとめた。
(1)「1990年代後半における所得分配と負

担」(府川論文)では、1996年及び1999年の所得再分配調査を用いて①等価所得スケールでみた平均所得の世帯構造による違い、②現役・被用者世帯における所得分配・再分配状況、③65歳以上の者がいる世帯における所得分配の状況、について実情把握を行った。その結果、全世帯のジニ係数は世帯人員を調整すると0.36から0.32又は0.33に低下すること、世帯所得の分布は世帯主の年齢が60歳以上で不平等度が急激に高まり、世帯構造別では単独世帯が最も不平等で、3世代世帯が最も平等であること、子どもと同居しない高齢者の所得の上位20%では、所得に占める公的年金のシェアは40%であったが、それ以外の高齢者では公的年金のシェアが80%以上と高いことなどが明らかになった。

(2)「1990年代における所得格差と再分配政策」(小塩論文)では、1990年代における所得格差の変化と税制・社会保障制度の関係についてマイクロ・シミュレーションの手法を用いて検討した。得られた主要な結論は、次の4点である。第1に、1990年代に入っても所得格差は拡大傾向を続けており、マクロ的には、そのかなりの部分が人口高齢化によって説明できる。しかし、第2に、とりわけ若年層で所得格差の拡大傾向が見られ、格差拡大の潜在的な力が働いていることは否定できない。第3に、簡単なマイクロ・シミュレーションによると、現行の税制の構造は全体として累進的である一方、社会保険料の仕組みはむしろ逆進的であり、格差拡大に寄与していることが分かる。第4に、第3の点の帰結として、社会保険料を所得比例にすることにより所得格差を縮小できる余地がある。

(3)「Social Security and Intergenerational Redistribution of Lifetime Income in Japan」

(小塩論文)では、公的年金(厚生年金)の同一世代内における再分配効果を生涯所得ベースで分析した。その結果、現行の公的年金の再分配効果を生涯所得ベースで見ると、年間所得ベースに比べてかなり小さいこと、少子高齢化が進む下では、標準報酬のキャップ制を廃止し、所得比例の保険料・定額の年金給付という単純な仕組みに移行することが、賦課方式の維持を前提とする限り望ましい選択肢と言えること、定額の年金に物価スライドを適用した上で年金財源を消費税で調達することは、効率性・世代内公平性の両面から見て望ましい面があること、などを明らかにした。

(4)「研究展望: マイクロシミュレーション」

(田近・古谷論文)では、日本と欧米のマイクロ・シミュレーションについての既存研究サーベイを実施した後、ダイナミック・マイクロ・シミュレーションの手法、さらに、マッチングを利用したマイクロ・シミュレーションの研究をサーベイした。その結果、日本のマイクロ・シミュレーションは、データの制約等から①政策変更の効果を一時点のみで評価している、②1つの個票データのみを利用している、③国際比較を行っていない、④政策変更が個人の行動に影響しないことを前提としている、など、問題点があることが明らかになった。

E 結論

所得分配状況を把握する上では、世帯規模や親子の同別居状況に留意する必要がある。

1990年代における格差拡大のかなりの

部分は高齢化によって説明されるが、とりわけ若年層においては年齢内で格差がかなり拡大していることは注目される。

マイクロ・シミュレーションは政策分析の有効なツールのひとつであるが、日本ではまだ使用されていないような手法も欧米には存在するので、今後、さらなる研究の発展が期待される。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

- ・ Takashi Oshio (2003) "Social Security and Intergenerational Redistribution of Lifetime Income in Japan," 一橋大学世代間利害調整プロジェクト(特定領域研究) ディスカッション・ペーパー No. 172.
- ・ 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」小野善康・中山幹夫・福田慎一・本多佑三編『現代経済学の潮流 2003』東洋経済新報社.

2. 学会発表

なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」

1990年代後半における所得分配と負担*

府川 哲夫

国立社会保障・人口問題研究所

平成16（2004）年3月31日

1. はじめに

社会保障給付費の対GDP比は2001年度で16.3%にのぼり、そのうち高齢者向け給付は年金（GDPの8.1%、以下同じ）、老人医療(2.1%)、介護・福祉(0.9%)等を合計してGDPの11.2%（社会保障給付費全体の69%）に達している（社人研,2003）。1990年代以降、多くの先進国で様々な形の社会保障改革が進められ、国の役割の見直し、社会連帯や社会保障による所得再分配の再検討、自助努力と福祉依存との間のバランスの再調整、などが議論されている。

日本は先進諸国の中で所得格差が少ない国とみられてきたが、1980年代以降多くの先進国で

* 本稿で使用した「所得再分配調査」の個票は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」（主任研究者：寺崎康博・東京理科大学教授）において目的外使用申請を行い、厚生労働省政策統括官の承認を得て府川が再集計したものである（政発第1104001号）。

所得分配の不平等が進み、日本もその例外ではなかった。今日、日本の所得分配の平等度はOECD諸国の中で中程度とする見方もある。経済のグローバル化や情報通信革命は必ずしも貧困や所得分配の不平等を減少させるものではない。今日の先進国においても貧困の危険はなくなっておらず、福祉依存や社会的連帯意識の低下等の問題が存在している（府川,2000b）。

本稿の目的は1996年及び1999年の所得再分配調査を用いて次の3点を明らかにすることである。1)世帯構造別にみた全世帯の平均所得は世帯主の年齢階級とともにどのように変わり、等価所得スケールで世帯人員を調整した平均所得は世帯構造の違いによってどう変わるか。2)対象を現役・被用者世帯に限定すると、所得分配の状況は全世帯の場合とどのように変わり、世帯主の年齢・世帯構造別に世帯の税・社会保険料負担はどう違うか。3)対象を65歳以上の者がいる世帯に限定すると、所得分配の状況は全世帯の場合とどのように変わり、対象世帯を子との同別居によって同居群と非同居群に区分すると、それぞれにおける公的年金給付の構成比等はどうか。

2. データと研究の方法

1996年所得再分配調査のサンプル数は8,152世帯であったが、本稿では課税前所得（後述）から再分配所得への変化が10分位値で-3以上変化したデータを捨て、8,131世帯を用いた。全世帯に占める世帯構造別構成比は次のとおりであった：単独世帯16.2%、夫婦のみ世帯20.9%、夫婦と未婚の子の世帯38.3%、ひとり親と未婚の子の世帯5.7%、3世代世帯13.0%、その他の世帯6.0%。この結果は平成8年国民生活基礎調査と比べて単独世帯の割合がやや大きく乖離していたが、それ以外はほぼ同様の結果であった。2000年において65歳以上人口に占める同居高齢者の割合（男女計）は49%であったが、この割合は年齢階級の上昇とともに増加し、65-69歳の42%から80歳以上では66%に高まった（厚生労働省、2001）。単独世帯は1対4の割合で女性の方が多かった。

所得再分配調査で調査されている所得は次のとおりである（区分は本稿での便宜上のもの）：I1=雇用者所得、I2=事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得、I3=財産所得（家賃・地代の所得+利子・配当金）、I4=企業年金+退職一時金、I5=仕送り+生命保険金+損害保険金+個人年金+雑収入。なお、退職一時金、生命保険金、損害保険金、雑収入等の一時金の値は10分の1に置き換えた。また、I1が正でI2がゼロの個人については、事業主負担分を個人の所得に加え、社会保険料は事業主負担分も個人の拠出とする処理を行った。

所得再分配調査ではI1からI5の合計を当初所得 I としている。社会保障給付 B の内訳は B1